

## 改正の概要

### (1) 高知県沿岸漁業改善資金利子補給事務処理要領

#### ○様式の変更 (様式第2号のその1、その3、その4及びその8)

現様式において不足した項目を追加するため、事業計画書の総括表を変更する。

### (3) 高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱

#### ○保証料及び保証料補給率の変更 (第6条)

第6条において、全国漁業信用基金協会高知支所による近代化資金の保証料率の引き下げに伴い、第6条の(3)の保証料補給率を0.38%から0.40%に変更する。

\* 高知県沿岸漁業改善資金の保証料率は、全国漁業信用基金協会高知支所が設定した制度資金の保証料率0.84%としている。そのうち、借入者の負担割合は近代化資金の保証料率0.44%を採用し、県がその差である0.40%を保証料補給することとする。

	保証料率	近代化資金の保証料率 (借入れ者の負担割合)	県の負担率
改正前	0.84%	0.46%	0.38%
改正後	0.84%	0.44%	0.40%